

## 人工衛星等打上げ基準

	平成15年10月1日	規程第15-37号
改正	平成16年12月9日	規程第16-59号
改正	平成24年10月26日	規程第24-42号
改正	平成27年7月28日	規程第27-59号

### (適用範囲)

第1条 この基準は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号)第18条第1項第4号に規定する人工衛星等の打上げ(以下「打上げ」という。)及び打上げに係る準備作業を行う場合について適用する。

### (原則)

第2条 機構は、打上げ及び打上げに係る準備作業(以下「打上げに係る業務」という。)を行うに当たっては、安全の確保を旨とし、住民生活及び産業活動に対する十分な配慮の下に、計画的かつ的確にこれを行うものとする。

### (法令等の遵守等)

第3条 機構は、打上げに係る業務を行うに当たっては、関係法令及びこの基準(以下「法令等」という。)を遵守してこれを行うものとする。

2 機構が行う打上げが委託に応じて行うものであるときは、機構は、打上げに係る業務のうち、打上げの委託者及びその関係者が実施する作業に係る法令等の遵守及び安全の確保について必要な措置を講ずるものとする。

3 機構は、打上げに係る業務を行うに当たっては、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会が策定する指針を踏まえ、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会の必要な調査審議を受けるものとする。

### (安全計画の作成等)

第4条 機構は、打上げに係る業務について、法令等及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会の策定する指針に基づいて安全評価に係る準則を定め、これに基づき、安全評価を実施し、安全計画を作成するものとする。

### (打上げに係る計画の作成等)

第5条 機構は、あらかじめ、打上げの目的、打ち上げる人工衛星等の機種、打上げの期間及び時間、打上げの場所、打上げの方式、打上げに係る業務のうち打上げ管制作業及び射場整備作業(以下「打上げ作業」という。)の組織、打上げ作業に関する安全確保に必要な措置その他打上げ作業に関する重要事項を定めた計画を作成し、これに従って打上げを行うものとする。

2 機構は、前項の規定により作成した計画の内容を、関係官公署及び関係団体

に通報するものとする。

(打上げの期間及び時間の設定)

第6条 機構は、打上げの期間及び時間については、打ち上げる人工衛星のミッションの達成に適し、かつ、次の各号に掲げる条件に適合するように設定するものとする。

- (1) 打上げの期間及び時間は、住民生活及び産業活動に著しい支障を与えないと認められるものであること。
- (2) 打上げの期間は、打上げに関し、所要の気象条件を備えた日を打上げの遂行に必要な日数分含むと認められるものであること。

(ロケットの飛行経路の設定)

第7条 機構は、ロケットの飛行経路については、打ち上げる人工衛星等のミッションの達成に適し、かつ、次の各号に掲げる条件に適合するように設定するものとする。

- (1) ロケット各段の落下予想区域が外国の領域管轄権の及ぶ範囲にかからないこと。
- (2) 飛行中のロケットの推力の停止を想定した場合に予測される当該ロケットの落下点が安全の確保上支障のある範囲にないこと。

(打上げ作業の組織)

第8条 機構は、打上げ作業を的確かつ安全に実施するため、系統的な構成、明確な指揮命令系統及び有機的な関係を有する組織(以下「打上げ作業の組織」という。)を設けてこれに当たるものとする。

(打上げ作業手順)

第9条 機構は、打上げ作業を的確かつ安全に実施するため、必要な作業手順を定め、これに基づいて打上げ作業を実施するものとする。

(保安物等の取扱準則)

第10条 機構は、火薬類、高圧ガス等の保安物並びに打上げに係る重要な施設及び設備の取扱いその他安全上必要な事項に関する準則を定め、これに基づいて打上げ作業を実施するものとする。

(警戒区域の設定)

第11条 機構は、射場及びその周辺における安全及びセキュリティを確保するため必要な区域を警戒区域として設定し、当該区域においては立入りの制限又は禁止その他必要な措置を講ずるものとする。

(打上げ直前の確認)

第12条 機構は、打上げの直前において、次の各号に掲げる事項を確認して、人工衛星等を打ち上げるものとする。

- (1) 人工衛星等及び関連地上設備が正常に作動すること。
- (2) 安全及びセキュリティ上支障がないこと。
- (3) 気象条件が良好であること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、打上げを的確かつ安全に行うため必要と認められる事項

(打上げ作業を停止すべき場合)

第13条 機構は、安全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき及び次の各号の一に該当する場合において打上げ作業の継続に支障があると認められるときは、打上げ作業の全部又は一部を停止するものとする。

- (1) 人工衛星等及び関連地上設備に不具合が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 天候の不良又は不良となるおそれがある場合
- (3) 火災、爆発事故その他の事故又は災害(以下「事故等」という。)が発生し、又は発生するおそれのある場合
- (4) セキュリティ上問題が発生し、又は発生するおそれのある場合

(ロケットの飛行を中断すべき場合)

第14条 機構は、次の各号の一に該当するときは、安全を確保するためロケットに装備した装置を作動させることにより、ロケットを破壊し、又はロケットの推力を停止し若しくは発生させないものとする。

- (1) ロケットの落下予測域(ロケットの飛行を中断した場合に、落下物の衝突、2次爆発による爆風などにより危害が及ぶおそれのある範囲をいう。以下同じ。)が落下限界線(ロケットの飛行を中断した場合に危害を及ぼしてはならない範囲を示す線をいう。以下同じ。)と接触するとき。
- (2) ロケットの落下予測域の監視が不可能となり、かつ、当該ロケットの落下予測域が落下限界線と接触するおそれがあるとき。
- (3) ロケットの飛行中断機能が喪失する可能性が生じ、かつ、当該ロケットの落下予測域が落下限界線と接触するおそれがあるとき。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、ロケットの飛行続行により安全確保上支障が生じるおそれがあるとき。

(事故等の対策)

第15条 機構は、あらかじめ、不測の事故等に備えてその対策を定め、事故等が発生し、又は発生するおそれがあるときは、これに従って措置するものとする。

(特例措置)

第16条 機構は、打上げに係る業務に関し特別の事由によりこの基準によりがたいものがある場合においては、当該部分について主務大臣の承認を受けて、この基準によらず打上げに係る業務を行うことができるものとする。

附 則

この基準は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 9 日規程第 16-59 号）

この基準は、平成 16 年 12 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 26 日規程第 24-42 号）

この基準は、平成 24 年 10 月 26 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 28 日規程第 27-59 号）

この基準は、平成 27 年 7 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。